

生産緑地関係事務手続きフロー

「相続又は故障による買取申出書の提出～行為制限が解除されるまで」

相続

故障

通常は相続人確定後にご申請いただいておりますが、
相続人が確定していない場合でも、

- ・*相続関係者がわかるもの(例) 遺産分割協議書
- ・*全員分の署名・実印<*印鑑証明>【原本】

をご提出いただくことで買取申出を行うことができます。

(1) 相談

(2) 確認

(3) 申請

(4) 認定
(認定通知書*)

(通常1週間程度)

○ 市役所で事前にご用意いただく証明書 ○

- (1) 都市計画証明(生産緑地の証明)・・・産業振興課(手数料¥200) ※即日発行
- (2) 農業従事者証明・・・農業委員会事務局(申請は毎月10日締切→月末総会案件)

買取申出書の提出

● 必要添付書類 ●

登記簿謄本・公図【写し可】(法務局)、案内図(住宅地図等)、
農業従事者証明(農業委員会事務局)、必要に応じて*印のついた書類一式
※申請手続きを受託されている業者等は委任状の提出が必要です。

(3ヶ月間)

1ヶ月間

- 市で買取の検討(公共施設等の設置・整備計画の有無を確認)

【通知①】市では買取らない旨の通知が申請者に送付されます。

2ヶ月間

- 農業委員会、農協を通じて、農業者に対する当該地取得の斡旋を実施

行為制限の解除
(買取申出書の提出から3ヶ月後)

(所有権移転がなければ)

【通知②】
解除通知が送付されます。